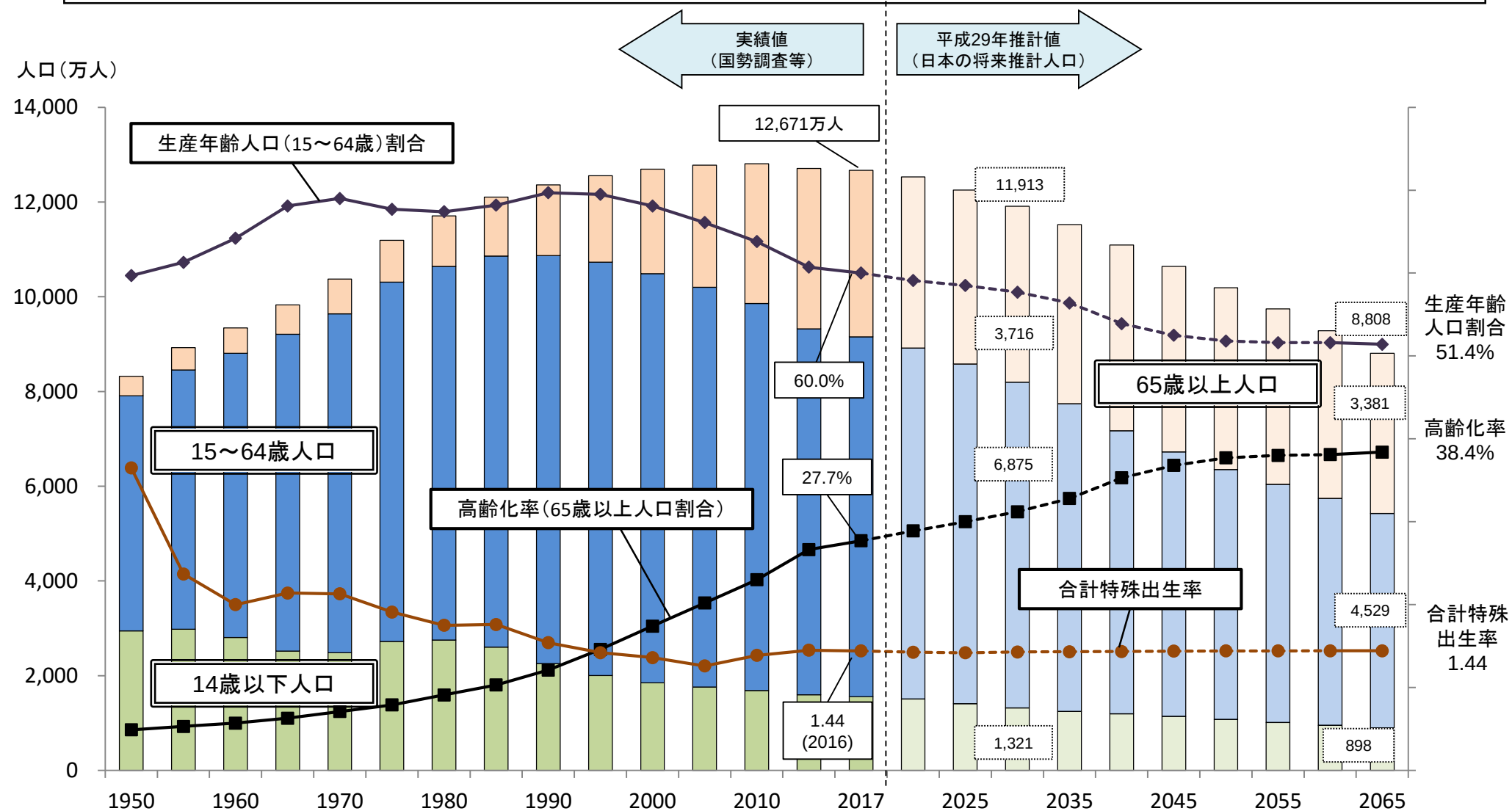


病院救急車の有効活用について

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

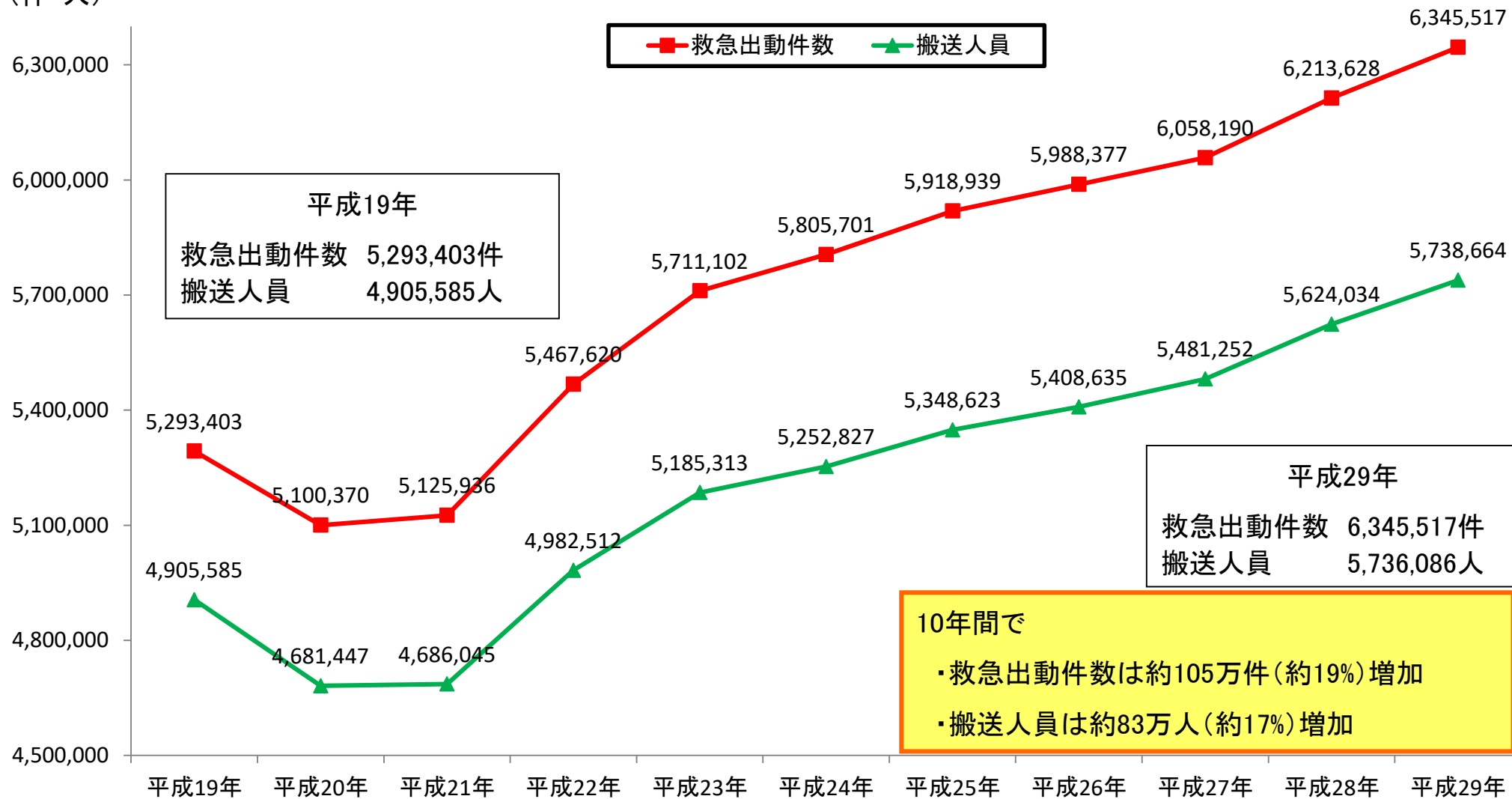


(出所) 2017年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」、2016年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2018年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

救急出動件数及び搬送人員の推移

○ 救急出動件数及び搬送人員数ともに、9年連続の増加となり、過去最多となった。

(件・人)



(注) 1 平成10年以降の救急出場件数及び搬送人員についてはヘリコプター出動分を含む。
2 各年とも1月から12月までの数値である。

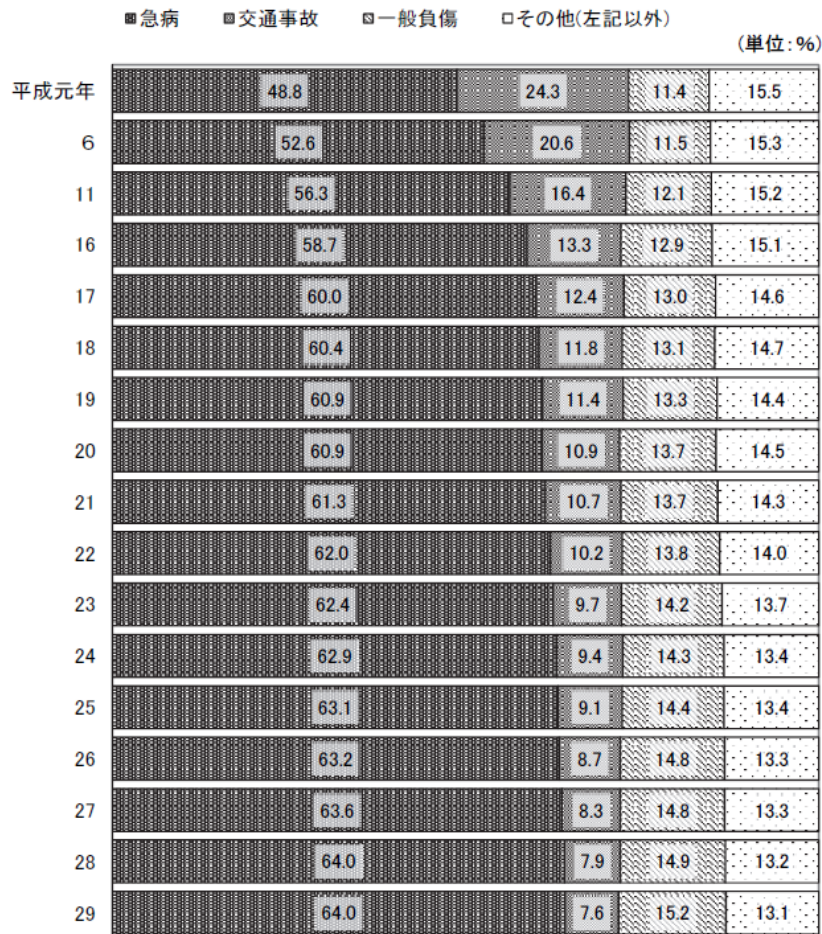
消防機関の救急自動車による救急出動件数

○事故種別の救急出動件数は、「急病」が最も多く、続いて「一般負傷」、「転院搬送」、「交通事故」となっている

第18表 事故種別の救急出動件数対前年比 (単位：件)

事故種別	平成29年中		平成28年中		対前年比	
	出動件数	構成比(%)	出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	4,061,989	64.0	3,975,380	64.0	86,609	2.2
交通事故	481,473	7.6	488,861	7.9	▲ 7,388	▲ 1.5
一般負傷	965,376	15.2	926,356	14.9	39,020	4.2
加害	33,754	0.5	35,217	0.6	▲ 1,463	▲ 4.2
自損行為	52,347	0.8	54,302	0.9	▲ 1,955	▲ 3.6
労働災害	53,579	0.8	52,168	0.8	1,411	2.7
運動競技	42,356	0.7	41,031	0.7	1,325	3.2
火災	23,169	0.4	22,132	0.4	1,037	4.7
水難	5,060	0.1	5,184	0.1	▲ 124	▲ 2.4
自然災害	755	0.0	827	0.0	▲ 72	▲ 8.7
転院搬送	534,072	8.4	521,664	8.4	12,408	2.4
その他 (転院搬送除く)	88,217	1.4	86,842	1.4	1,375	1.6
合計	6,342,147	100	6,209,964	100	132,183	2.1

第20図 事故種別の救急出動件数と構成比の推移

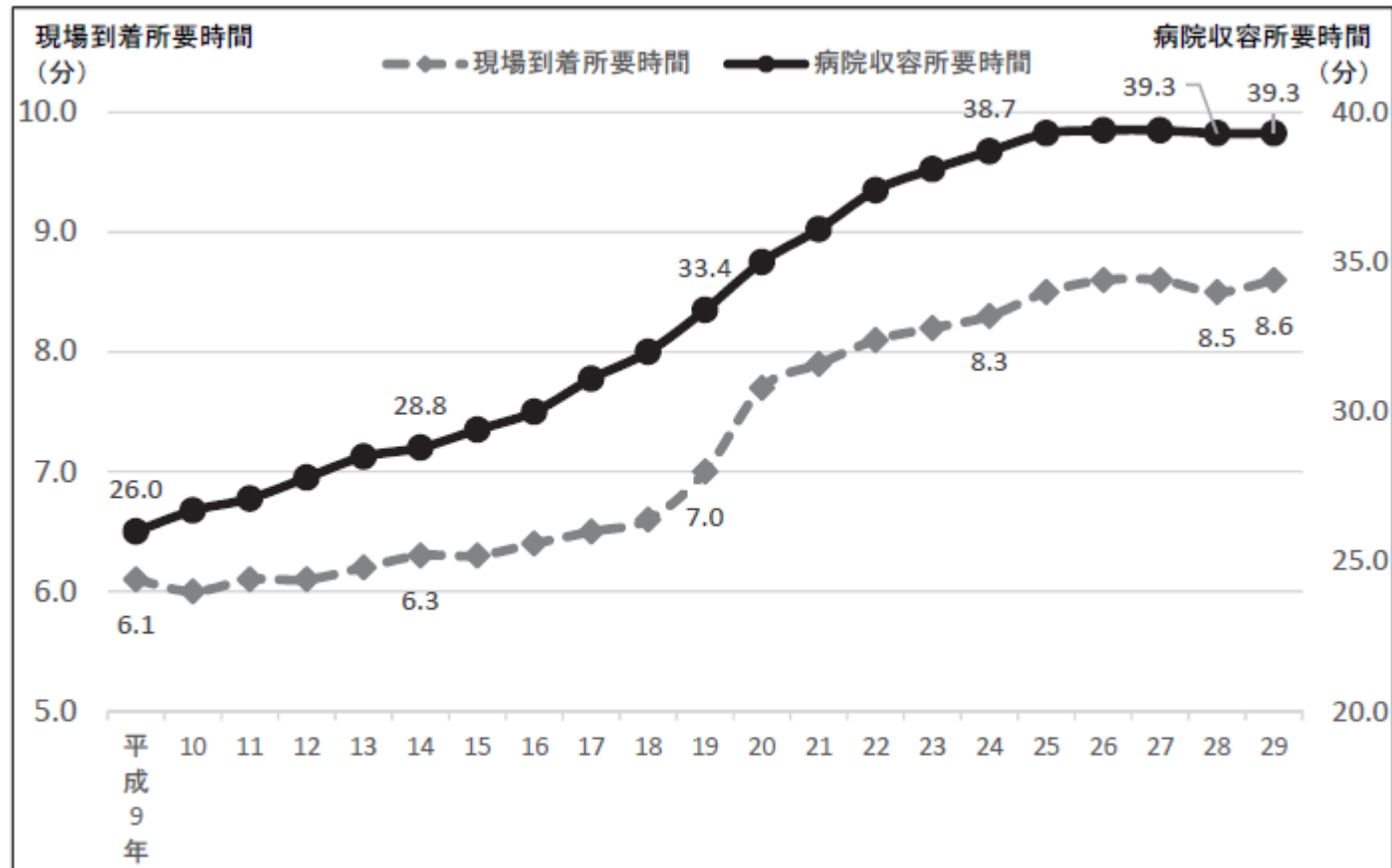


(注) 端数処理 (四捨五入) のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

- 救急自動車による現場到着所要時間(入電から現場に到着するまでに要した時間)は、全国平均で8.6分(前年と比べ0.1分増)
- 救急自動車による病院収容所要時間(入電から医師引継ぎまでに要した時間)は、全国平均で39.3分(前年と比べ横ばい)

第48図 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

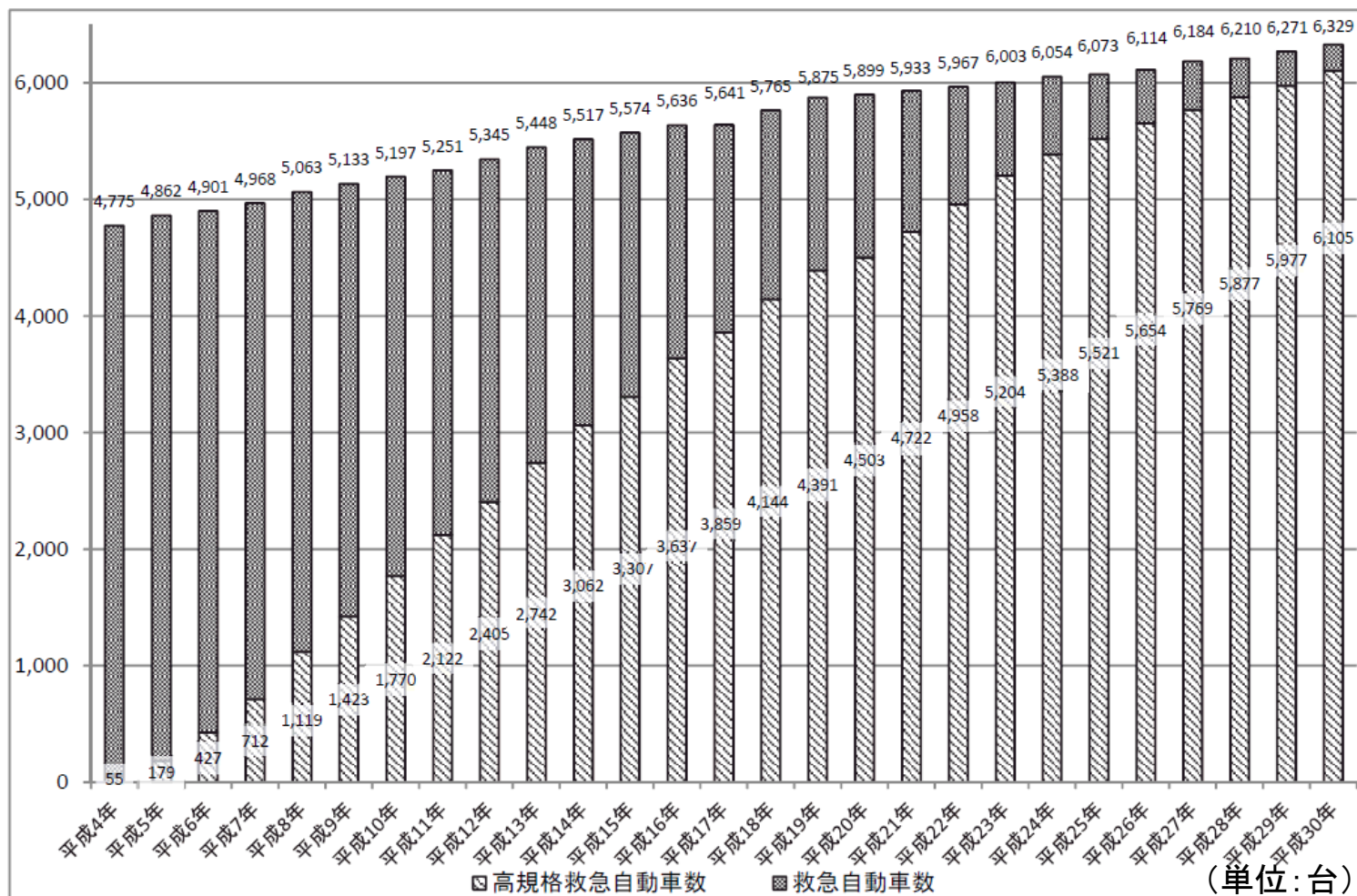


(注) 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。

消防機関の保有する救急自動車数の推移

○ 消防機関の救急自動車保有台数は増加している。

高規格救急自動車数と救急自動車数の推移



平成30年版 救急・救助の現況より抜粋

各機関の有する車両について

○ 目的により、必要な機能を備えた車両が使用されている。

○消防機関⇒車両タイプ;救急用自動車

消防法に基づく救急業務を行うために整備している。

救急業務とは、傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関その他の場所に搬送すること。

必要に応じて、医師(を含めた医療スタッフ)が同乗して現場に出動する、いわゆるドクターカーとしての活用もある。

「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知)におけるドクターカーの定義:
「ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬送途上へ出動する救急車である。」

＜運用方式(例)＞

- ・ ワークステーション方式: 医療機関に設置されたワークステーションに自治体消防から救急隊が配属されるシステム
- ・ ピックアップ方式: 消防救急車が医療スタッフをピックアップして現場に向かうシステム



○医療機関⇒車両タイプ;救急用自動車型、乗用車型

目的に応じ、2つのタイプの車両を整備している。

➤患者を搬送する目的

➤現場に医師等を派遣する目的。

傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割を期待

現場に医師等を派遣する目的で整備する場合、傷病者搬送は行わない(消防機関が行う)こととし、乗用車型(傷病者搬送用ベッド無し)を運用することがある。



○その他、患者等搬送事業者⇒車両タイプ;寝台車型、車椅子専用型等

医療機関の病院救急車保有台数

○ 医療機関が有する病院救急車は、救急車型が多い。

救命救急センター:258施設中

(回答の無かった都道府県の救命救急センターは除く)

救急用自動車型:

153台(4台:1施設 3台:5施設 2台:24施設 1台:92施設)
120施設(47%)

乗用車型:

54台(3台:1施設 2台:1施設 1台:49施設)
51施設(19.8%)

2次3次医療機関(救命救急センター除く):3583施設中

救急用自動車型:

935台(4台:1施設 3台:7施設 2台:69施設 1台:795施設)
872施設(24.3%)

乗用車型:

136台(3台:2施設 2台:9施設 1台:111施設)
123施設(3.4%)

左記救命救急センターのうち

○転院搬送に使用していない施設:87施設
(71%)

○転院搬送に用いている施設:33施設
転院搬送の総件数:5467件/年
(最大値579件、最小値0件、中央値0件)

○救急現場への総出動件数:16667件/年
(最大値789件、最小値0件、中央値76件)
※車両タイプの内訳は不明

救命救急センター、及び2次3次医療機関が保有する病院救急車の合計

救急用自動車型:

1088台

992施設

乗用車型:

190台

177施設

※本調査においては、

『救急用自動車型』:患者監視装置等の医療機械を搭載し、傷病者搬送用ベッドを有する車両。

『乗用車型』:患者監視装置等の医療機械を搭載し、傷病者搬送用ベッドを有しない車両。

※ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬送途上へ出動する救急車である。

「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知)

救急車の適正利用の推進

救急出動件数が増加傾向にある中、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するために、救急車の適正利用を更に進めていくことが必要である。



<検討内容と結果>

・ 頻回利用者への対応方策

頻回利用者については、個別の事案ごとに頻回利用に陥る事情は様々であり、事案の性質に応じた対策が必要とされるため、日頃から地域の医療機関や保健福祉部局等、関係者と情報交換を行い、それぞれの事案について効果的な対策を検討しておくなど、きめ細かな取組が必要

・ 転院搬送における救急車の適正利用の促進を図る方策

消防庁は、厚生労働省と連携して、救急業務として行う転院搬送について定めたガイドラインの作成を行い、都道府県及び各消防本部に示す必要がある。そのうえで、各地域において、関係者間で十分に議論し、合意形成を行った上で、地域の実情に応じたルール化を行うことなどにより、転院搬送における救急車の適正利用を推進することが期待される。

・ 消防機関の救急車以外の搬送資源の活用

消防機関が認定する患者等搬送事業者や、医療機関が保有する患者等搬送車（いわゆる病院救急車）が挙げられ、緊急性のない傷病者の移動や転院搬送に活用されることが期待される。

「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」報告書（平成28年3月 消防庁）

転院搬送における救急車の適正利用の推進

(平成28年3月31日付け消防救第34号・医政地発0331第48号消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)

1 都道府県の役割

都道府県は、各地域メディカルコントロール協議会等に対し、転院搬送における救急車の適正利用のための合意形成について、技術的な支援を行うこと。(中略)併せて、以下の事項についても検討すること。

イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。

ロ 地域医療支援病院等の救急用又は患者輸送用自動車を有している医療機関については、当該病院が所有する救急用又は患者輸送用自動車の使用実態を把握した上で、当該自動車を転院搬送に有効活用するよう要請すること。

(以下、省略)

(研究目標)

- ・低緊急患者の受診、搬送手段としての病院救急車活用における関係者間の合意形成及び合意に至るまでの課題と解決策の検討
- ・関係者間で合意した病院救急車の活用指針に基づいた患者搬送業務の試験運用
- ・病院に所属する救急救命士が病院救急車に同乗し活動する際の法的、倫理的課題の検討

(期待される主な効果)

病院救急車を活用する患者搬送システムの構築に関する運用指針(案)を作成することにより、全国の病院救急車の活用を検討している地域においてより円滑に病院救急車による患者搬送システムの導入が可能となり、全国的な病院救急車の活用促進が期待される。

(具体的な研究計画)

○病院救急車活用における関係者間の合意形成及び合意に至るまでの課題と解決策の検討

病院救急車の活用について、地域の関係者間(医師会、メディカルコントロール協議会、病院救急車を運用する病院、介護施設、法曹界、行政機関等)の合意が必要な課題について解決策を検討する。

○転院搬送に病院救急車を活用するための課題と解決策の検討

病院救急車による転院搬送を推進するための課題と解決策について研究する。

○病院救急車による患者搬送に伴う病院の負担(急変時対応における責任の所在や運航費用等)に関する検討

福岡県内の病院と、北九州市及び福岡市の有床診療所に対してアンケート調査を実施し、病院救急車による搬送業務の採算性や負担軽減策について研究する。

○病院に所属する救急救命士の患者搬送中の車内活動に関する検討

病院に所属する救急救命士が病院救急車に同乗し活動する際の、法的、倫理的課題を抽出するとともに、地域のメディカルコントロール協議会が果たすべき役割等について研究する。

○モデル地域における試験運用のための病院救急車運用指針の作成

東京都内で実施されている病院救急車による搬送業務の現状と運用上の課題等を分析し、病院救急車を活用する際の課題と解決策を検討する。

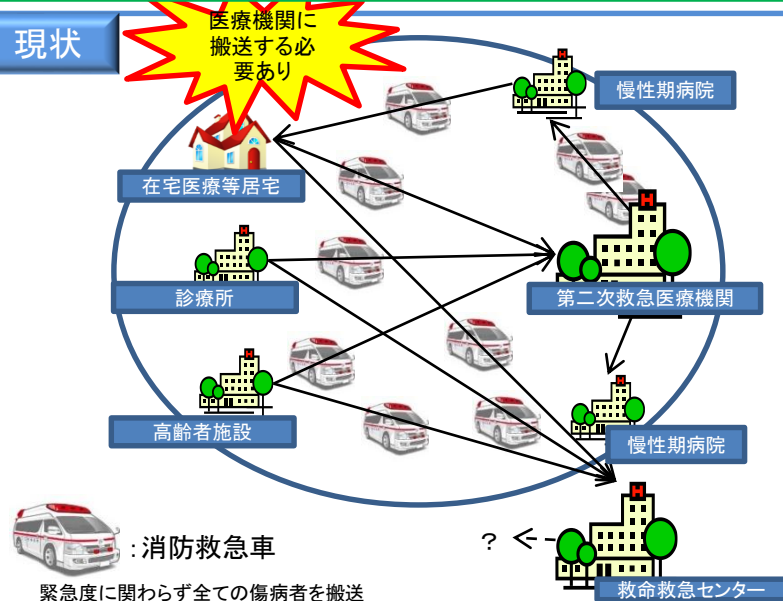
○モデル地域における病院救急車による患者搬送業務の試験運用

モデル地域において、医療機関と医師会、地域メディカルコントロール協議会、行政機関が連携し、病院救急車による搬送業務の試験運用を行う。

高齢者の救急患者が増加の一途を辿ると考えられる地域等において、病院救急車を実際に運用し、地域の救急医療体制に与える効果検証を行う。

- ・在宅療養患者・高齢者施設患者等の救急搬送に対応するため、在宅医療と高齢者施設の関係者を含んだ、行政、消防本部、地区医師会、各医療機関等の多機関で形成される、消防機関以外に属する救急救命士が同乗した病院救急車の活用に必要なルールを策定する協議会の設置及び運営（消防機関以外に属する救急救命士のメディカルコントロール体制については地域MC協議会と連携すること）
- ・地域における消防機関以外に属する救急救命士のメディカルコントロール体制及び病院救急車を利用した搬送体制に関する調査
- ・病院救急車の適正な活用や傷病者の意思を尊重した円滑な搬送等に関する地域住民への啓発
- ・消防機関以外に属する救急救命士が同乗した病院救急車の運用費用に対する支援を行う。

医療機関に搬送する必要あり



＜多疾患を抱える高齢者が病状悪化等で医療機関に搬送される場合の問題＞

【搬送に関わる問題】

- ・医療行為が必要な傷病者搬送に関して、消防救急車以外の代替手段が普及していない。
- ・緊急度に関わらず、消防救急車が呼ばれ、かつ、多疾患を抱えるため医療情報の収集及び搬送先選定に時間がかかることから搬送時間が延長する
- 緊急度の高い傷病者に活用すべき消防救急車の本来業務に支障を来す。

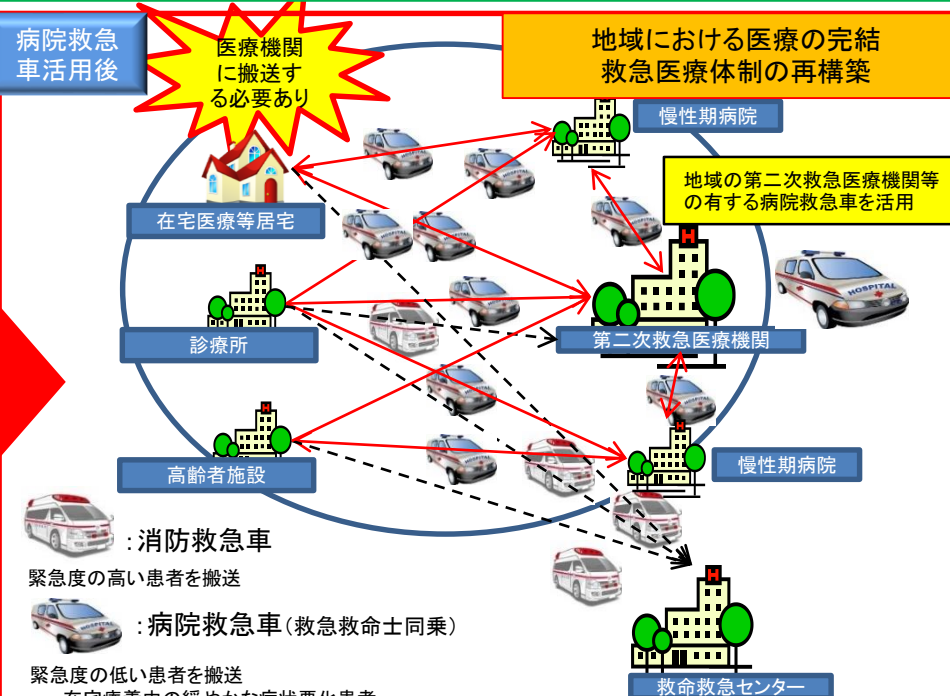
【治療を行う医療機関に関する問題】

・搬送先選定が困難であることから重症度にかかわらず救命救急センター等に搬送される。
→緊急度の低い傷病者が多数搬送された場合は、救命救急センター等の本来救命業務に支障を来す。

【傷病者に関する問題】

- ・高度な医療を提供する救命救急センター等に運ばれることにより、傷病者の意志を尊重した医療を提供することが難しい場合がある。
- ・特に遠方の救命救急センター等に搬送された場合は治療後は、もとの地域の慢性期病院等の選定に時間がかかり、住み慣れた地域に帰ることが困難

医療機関
に搬送す



緊急度の高い患者を搬送

 :病院救急車(救急救命士同乗)

緊急度の低い患者を搬送

- ・ 在宅療養中の緩やかな病状悪化患者
- ・ 高齢者施設入所中の緩やかな病状悪化患者
- ・ 病状が安定しているが搬送中に医療行為が必要な転院患者等

＜病院救急車活用後の利点＞

【搬送に関わる利点】

- ・緊急度の低い患者を地域の慢性期病院や第二次救急医療機関へ搬送することにより、緊急を要する消防救急車の業務軽減につながる。
- ・緊急度が低い患者においても、救急救命士が同乗することで、搬送時の医療の質が保障される。

【治療を行う医療機関に関する利点】

- ・緊急度に応じ、傷病者の搬送先医療機関が選定されるため、地域の救急医療体制の適正化及び地域の慢性期病院の病床有効活用が図られる。

【傷病者に関する利点】

- ・傷病者の意志が尊重され、地域で医療が完結する機会が多くなる

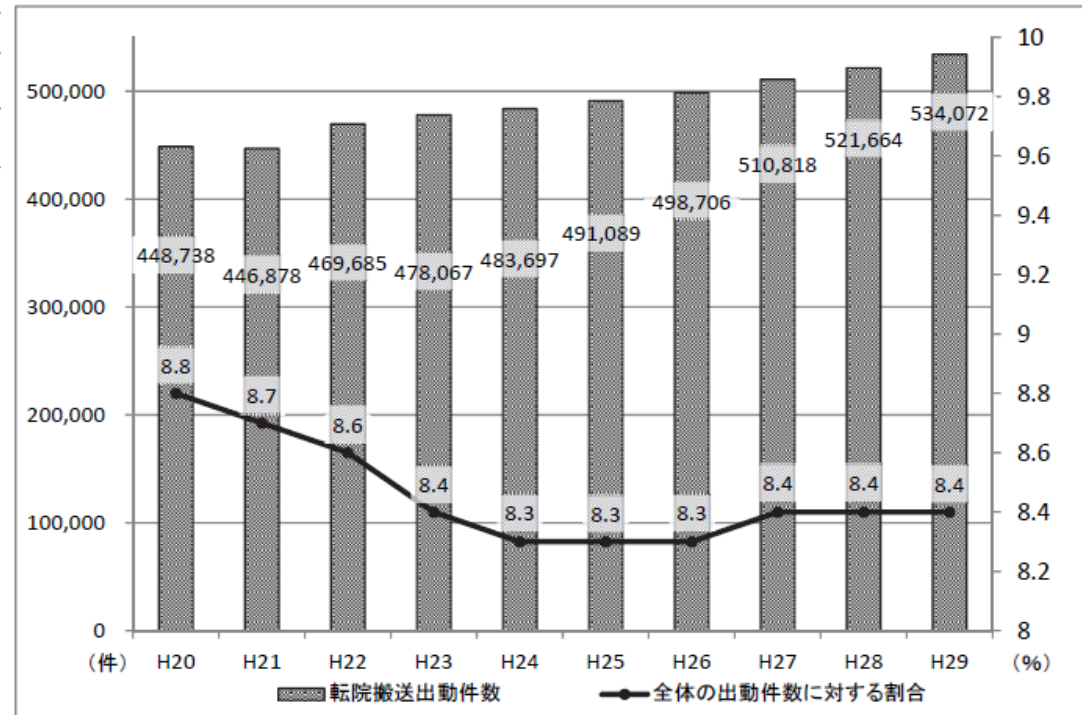
事故種別（転院搬送）の救急出動件数と構成比の推移

- 救急自動車による出動件数のうち、転院搬送件数は534,072件であり、全体の8.4%となっている。
- 転院搬送件数は過去の経年推移を見ると、増加傾向にある。

第25表 救急出動件数に占める転院搬送件数割合の推移 (単位：件)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
転院搬送件数	448,738	446,878	469,685	478,067	483,697	491,089	498,706	510,818	521,664	534,072
転院搬送の割合(%)	8.8	8.7	8.6	8.4	8.3	8.3	8.3	8.4	8.4	8.4
増減数	▲11,562	▲1,860	22,807	8,382	5,630	7,392	7,617	12,112	10,846	12,408
増減率(%)	(▲2.5)	(▲0.4)	(5.1)	(1.8)	(1.2)	(1.5)	(1.6)	(2.4)	(2.1)	(2.4)

第26図 事故種別（転院搬送）の救急出動件数と構成比の推移



(平成30年版 救急・救助の現況)

現状と課題

- 「転院搬送における救急車の適正利用の推進」(平成28年3月31日付け消防救第34号・医政地発0331第48号消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)により、転院搬送における救急車の適正利用の促進を図る方策を推進しているが、救急自動車による転院搬送件数は、未だ増加傾向にある

ご議論いただきたい点

- 「転院搬送における救急車の適正利用の推進」(平成28年3月31日付け消防救第34号医政地発0331第48号消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)により、転院搬送における救急車の適正利用の促進を図る方策を推進しているが、救急自動車による転院搬送件数は、未だ増加傾向にある
- 医療機関は救急車型の病院救急車を保有しているが、転院搬送に活用していない医療機関も存在する。



病院救急車の有効活用について

- 病院救急車の活用促進のための課題と検討すべき事項は何があるか。
 - 体制面
 - 運用面
 - その他